

【次世代育成支援 2 法】

次世代育成支援対策推進法の趣旨

次世代育成支援に関する当面の取組方針

※仕事と子育ての両立支援に加え、以下の事項を重点的に推進

- ・男性を含めた働き方の見直し
- ・地域における子育て支援
- ・社会保障における次世代支援
- ・子どもの社会性の向上や自立の促進

総合的な推進体制の整備

自治体・企業における行動計画の策定
→ 次世代育成支援対策推進法

具体的な個別施策の推進

各個別法の整備
→ 呉童福祉法
育児・介護休業法
年金各法 等

【法律の内容】

国が定める指針に即して、自治体、企業が行動計画を策定し、10年間の集中的・計画的な取組を推進。

国：指針策定、計画に基づく取組の支援

三位一体の取組

都道府県・市町村：行動計画
→ 地域子育て機能の再生 等

子育てと仕事の両立支援

事業主：行動計画
→ 働き方の見直し 等

(地方版エンゼルプランの策定状況)

- ・市町村数1,300余り、内容も保育中心、総合計画の一部であるなど不十分

(職場環境の現状)

- ・子育て家庭への支援として「子育てしながら働きやすい職場環境」が最も求められている。
- ・育児休業について「職場の雰囲気」を理由に断念した者が多い。

次世代育成支援対策推進法

<平成17年度から10年間の時限立法>

行動計画策定指針

○国において地方公共団体及び事業主が行動計画を策定する際の指針を策定。

地方公共団体行動計画の策定

- ①市町村行動計画
- ②都道府県行動計画

→ 地域住民の意見の反映、計画の内容・実施状況の公表 等

事業主等行動計画の策定

①一般事業主行動計画（企業等）

- * 大企業（301人以上）：義務付け
- * 中小企業（300人以下）：努力義務
- * 特に対策を推進している事業主の認定

②特定事業主行動計画（国・地方公共団体）

- * 策定・公表

施策・取組への協力等

策定支援等

次世代育成支援対策地域協議会

- ・都道府県、市町村、事業主、社会福祉・教育関係者等が組織。

次世代育成支援対策推進センター

- ・経済団体による情報提供、相談等の実施。

次世代育成支援対策推進法の概要

我が国における急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、次世代育成支援対策について、基本理念を定めるとともに、国による行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主による行動計画の策定等の次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進するために必要な措置を講ずる。

1 概要

(1) 目的、国・地方公共団体・事業主・国民の責務 等

(2) 基本理念

次世代育成支援対策は、保護者が子育てについての第一義的な責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならないこととする。

(3) 行動計画

① 行動計画策定指針

主務大臣は、基本理念にのっとり、地方公共団体及び事業主が行動計画を策定するに当たって拠るべき指針を策定すること。

② 地方公共団体の行動計画

市町村及び都道府県は、①の行動計画策定指針に即して、地域における子育て支援、親子の健康の確保、教育環境の整備、子育て家庭に適した居住環境の確保、仕事と家庭の両立等について、目標、目標達成のために講ずる措置の内容等を記載した行動計画を策定すること。

③ 事業主の行動計画

ア 一般事業主行動計画

- ・ 事業主は、従業員の仕事と家庭の両立等に関し、①の行動計画策定指針に即して、目標、目標達成のために事業主が講じる措置の内容等を記載した行動計画を策定すること。
- ・ 事業主からの申請に基づき、行動計画に記載された目標を達成したこと等の基準に適合する一般事業主を認定すること。
- ・ 厚生労働大臣の承認を受けた中小事業主がその構成員からの委託を受けて労働者の募集に従事する場合の職業安定法の特例を定めること

イ 特定事業主行動計画

国及び地方公共団体の機関は、職員の仕事と家庭の両立等に関し、①の行動計画策定指針に即して、目標、目標達成のために講じる措置の内容等を記載した行動計画を策定・公表すること。

(4) 次世代育成支援対策推進センター

事業主の団体を「次世代育成支援対策推進センター」として指定し、行動計画の策定・実施を支援すること。

(5) 次世代育成支援対策地域協議会

地方公共団体、事業主、住民その他の次世代育成支援対策の推進を図るために活動を行う者は、次世代育成支援対策地域協議会を組織することができる。

2 施行期日等

公布の日から施行。ただし、1の(3)①の行動計画策定指針の策定は、公布の日から6月以内の政令で定める日から、1の(3)②の地方公共団体の行動計画及び1の(3)③の事業主の行動計画の策定は平成17年4月1日から施行。なお、本法は、平成27年3月31日までの時限立法である。

児童福祉法の一部を改正する法律の趣旨

【背景と現状】

- 子育て家庭の孤立、負担感の増大。
 - 地域（コミュニティー）における子育て力の低下。
-
- 子育て家庭の現状
 - ① 子育ての負担が大と感じる人の割合
(共働き家庭)男性 9.8% 女性 29.1% (片働き家庭)男性 10.7% 女性 45.3%
 - ② 子育てに自信がなくなることがよくある又は時々あると感じる人の割合
(共働き主婦) 46.7% (専業主婦) 70.0%
 - 子育て支援事業の現状（実績）：必ずしも十分ではない
〔例〕子育て支援事業の実施市町村数（平成14年度実績）
一時保育 1,144 病後児保育 251 つどいの広場 23

○ 現行の児童福祉法

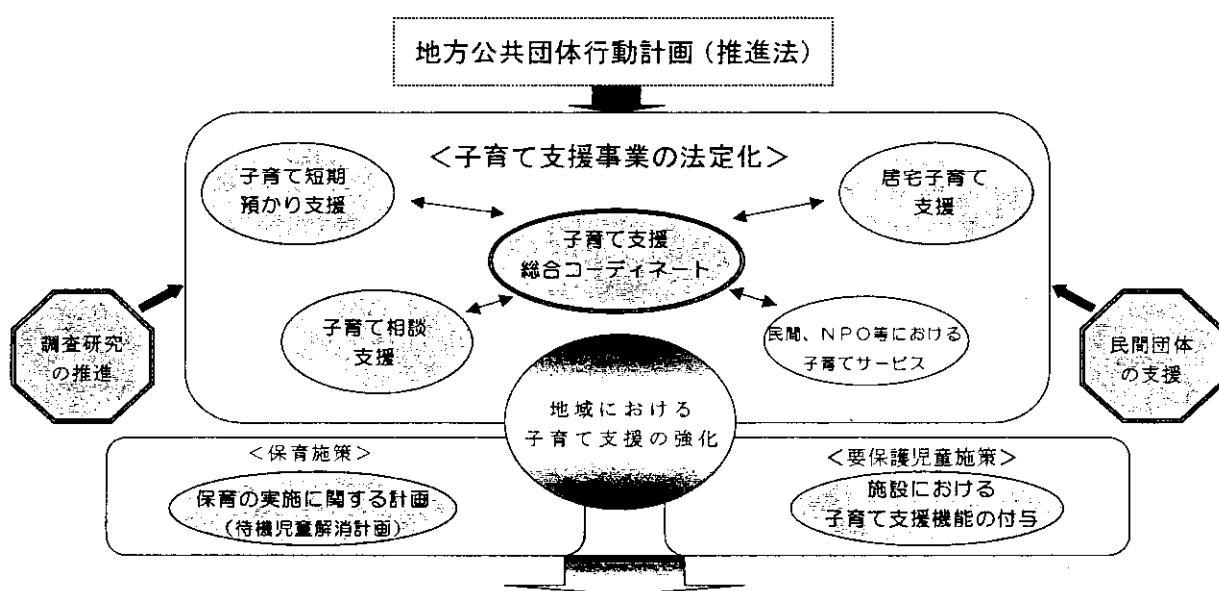
被虐待児の入所措置など要保護児童対策及び保育に欠ける児童対策が中心



全ての子育て家庭への支援が必要

【児童福祉法の改正】

- 地域における子育て支援事業を児童福祉法に位置付ける
- これにより全ての家庭に対する子育て支援を市町村の責務として明確に位置付け、全ての家庭に対する子育て支援を積極的に行う仕組みを整備する。



児童福祉法の一部を改正する法律の概要

我が国における急速な少子化の進行等を踏まえ、すべての子育て家庭における児童の養育を支援するため、市町村における子育て支援事業の実施、市町村保育計画の作成等に関する規定を整備する等の措置を講ずることにより、地域における子育て支援の強化を図る。

1. 市町村における子育て支援事業の実施等

(1) 市町村における子育て支援事業の実施

市町村は、児童の健全な育成に資するため、次に掲げる事業（以下「子育て支援事業」という。）が実施されるよう必要な措置の実施に努めることとする。

- ① 保護者からの相談に応じ、情報の提供及び助言を行う事業
- ② 保育所等において児童の養育を支援する事業
- ③ 居宅において児童の養育を支援する事業

※ ①の事業の例：地域子育て支援センター事業、つどいの広場事業

※ ②の事業の例：放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳幼児健康支援事業、一時保育事業、特定保育事業、幼稚園預かり保育事業

※ ③の事業の例：出産後等の保育士等派遣事業

(2) 市町村における子育て支援事業のあっせん等の実施

市町村は、子育て支援事業に関し情報の提供を行い、保護者が最も適切な子育て支援事業の利用ができるよう、相談に応じ、助言を行うとともに、子育て支援事業の利用のあっせん、調整、子育て支援事業者に対する要請を行うこととする。

2. 保育に関する計画の作成

保育の実施への需要が増大している都道府県及び市町村は、保育の実施等の供給体制の確保に関する計画を定めることとする。

3. その他

- (1) 児童養護施設等は、地域の住民に対して、児童の養育に関する相談に応じ、助言を行うよう努めることとする。
- (2) 都道府県に必置することとされている都道府県児童福祉審議会について、行政処分等に係る事項以外の政策審議は、任意に行うこととする。

4. 施行期日

平成17年4月1日から施行。ただし、3. (2)については、平成16年4月1日から施行する。